

# 保険業法等の一部を改正する法律案の概要

我が国保険会社の国際競争力の向上や事業再編の促進に資する環境を整備するとともに、保険契約者等の保護を図るため、外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直しや、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の延長等、所要の改正を行う。

## 外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

保険会社が子会社とすることができる会社(子会社対象会社)は、保険会社、銀行、保険業を行う外国の会社等、一定の範囲に限定されている。

- ・買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として一定期間内(5年を予定)に限り保有を認める。
- ・一定期間内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認等の一定の条件の下で、当該期間を超えての保有を例外的に容認する。

## 同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託

保険募集の委託については、保険会社からの直接の委託しか認められておらず、再委託は認められていない。

行政庁の認可制の下で、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集を委託している保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。

## 生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限の延長

生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限が平成24年3月末までとされている。

保険契約者等の保護に万全を期するため、期限を延長する。

## 保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し

### (1) 保険契約の移転に係る規制の見直し

保険会社の保険契約を他の保険会社に移転する場合、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならない(行政庁の認可制)

認可制は引き続き維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から所要の措置(異議申立手続きの成立要件の引下げや情報提供の充実等)を講じた上で、移転単位規制を撤廃する。

### (2) 販売停止規定の見直し

保険契約の移転手続中は、移転元会社は移転対象契約と同種の保険契約を締結してはならない

移転対象となる保険契約の募集を移転手続中に行う際、保険契約が移転先会社に移転されることにつき契約者の承諾を得ることを保険会社に義務付けた上で、販売停止規定を撤廃する。

## 少額短期保険業者に関する経過措置の延長

平成17年当時に共済事業を行っていた少額短期保険業者については、平成25年3月までの経過措置として、引受け可能な保険金額に関する特例が認められている。

経過措置を5年間延長する。

(※ 延長した期間における引受け可能な保険金額に関しては、政令で規定する予定)

## 外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

### 現行制度

保険会社が子会社（孫会社を含む）とすることができる会社（子会社対象会社）は、保険会社、銀行、保険業を行う外国の会社等、一定の範囲に限定されている。

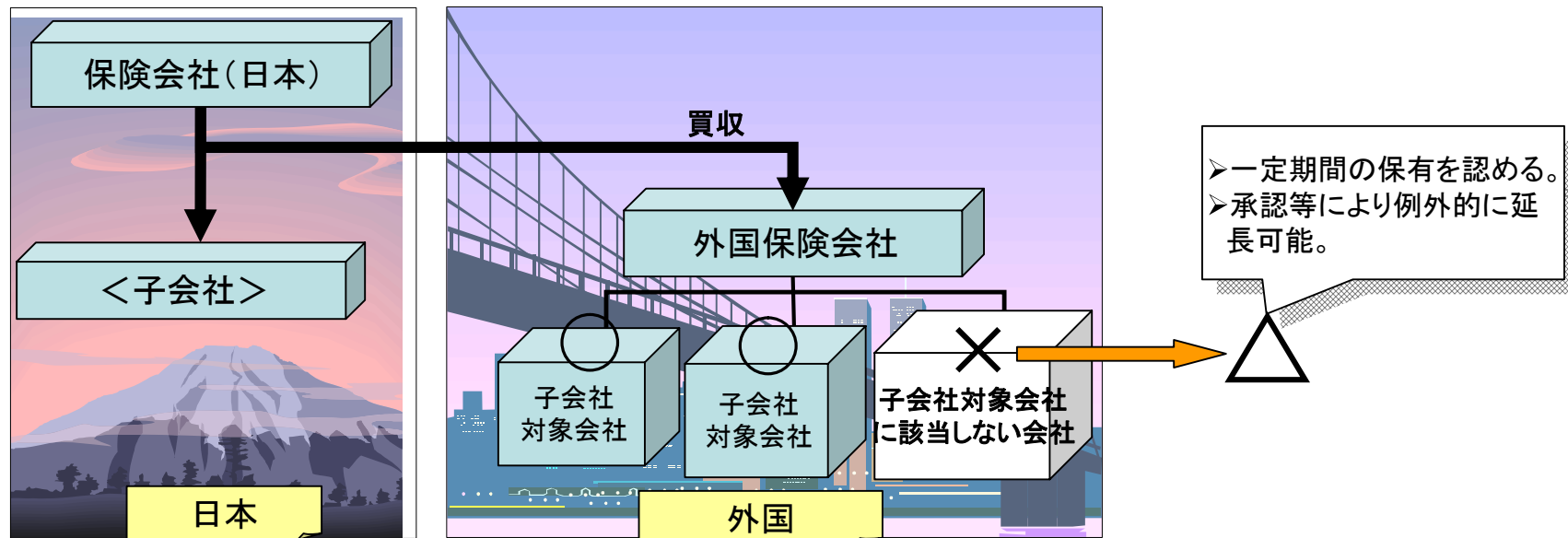
→諸外国の保険会社と日本の保険会社が、外国保険会社の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の保険会社が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘。

### 見直しの方向性

○買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として一定期間内(※)に限り保有を認める。

(※)5年を予定。

○一定期間内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認等の一定の条件の下で、当該期間を超えての保有を例外的に容認する。



## 同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託

### 現行制度

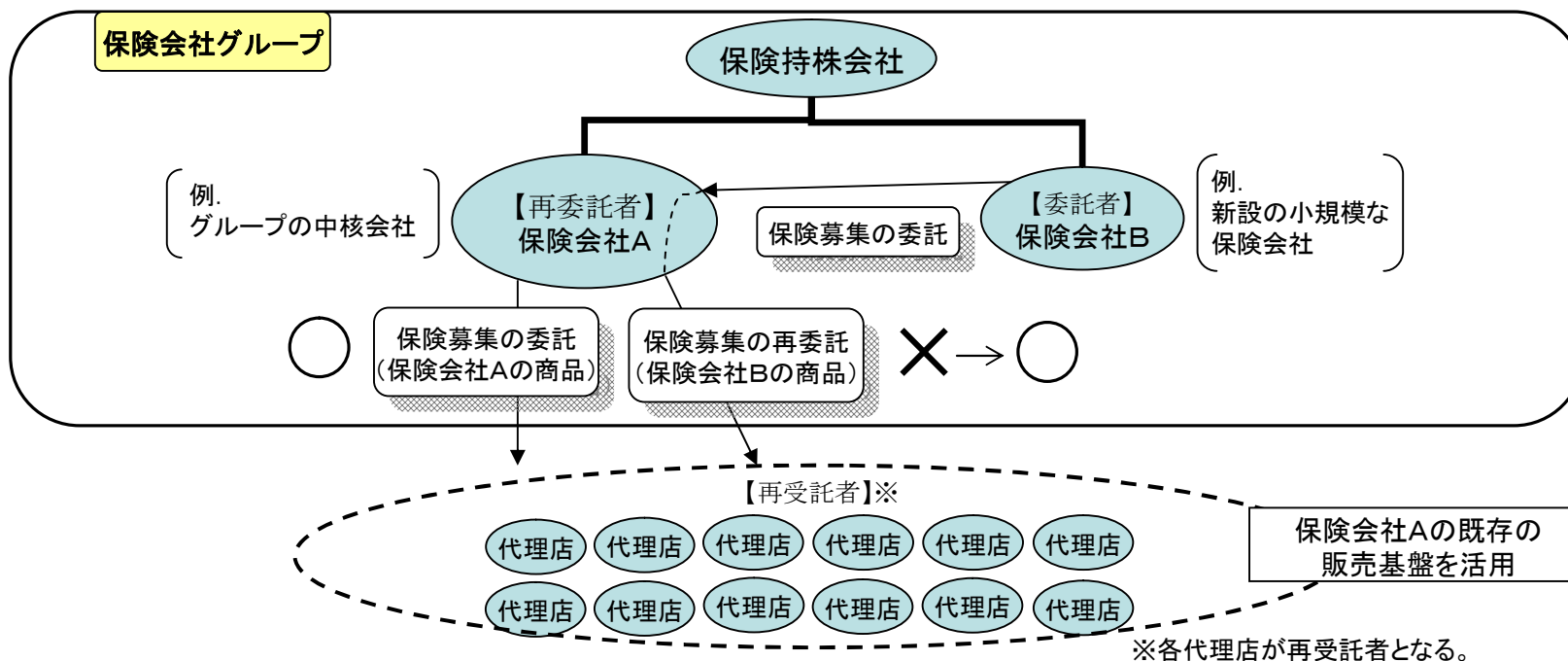
保険募集については、その適正性を確保し、保険契約者を保護する観点から、保険会社から保険募集人に対する直接の委託のみが認められている。

→保険会社のグループ化が進展する中で、グループ内の他の保険会社の販売基盤を活用するために、他の保険会社を再委託者とする再委託を認めてほしいとの指摘。

### 見直しの方向性

○保険会社が再委託者となって、自らも保険募集を委託している者に対して再委託を行う場合には、再受託者たる保険募集人に対し、自らが直接委託している保険募集人として適切な管理を行っているものと考えられる。

○このため、行政庁の認可制の下で、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。



# 保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し

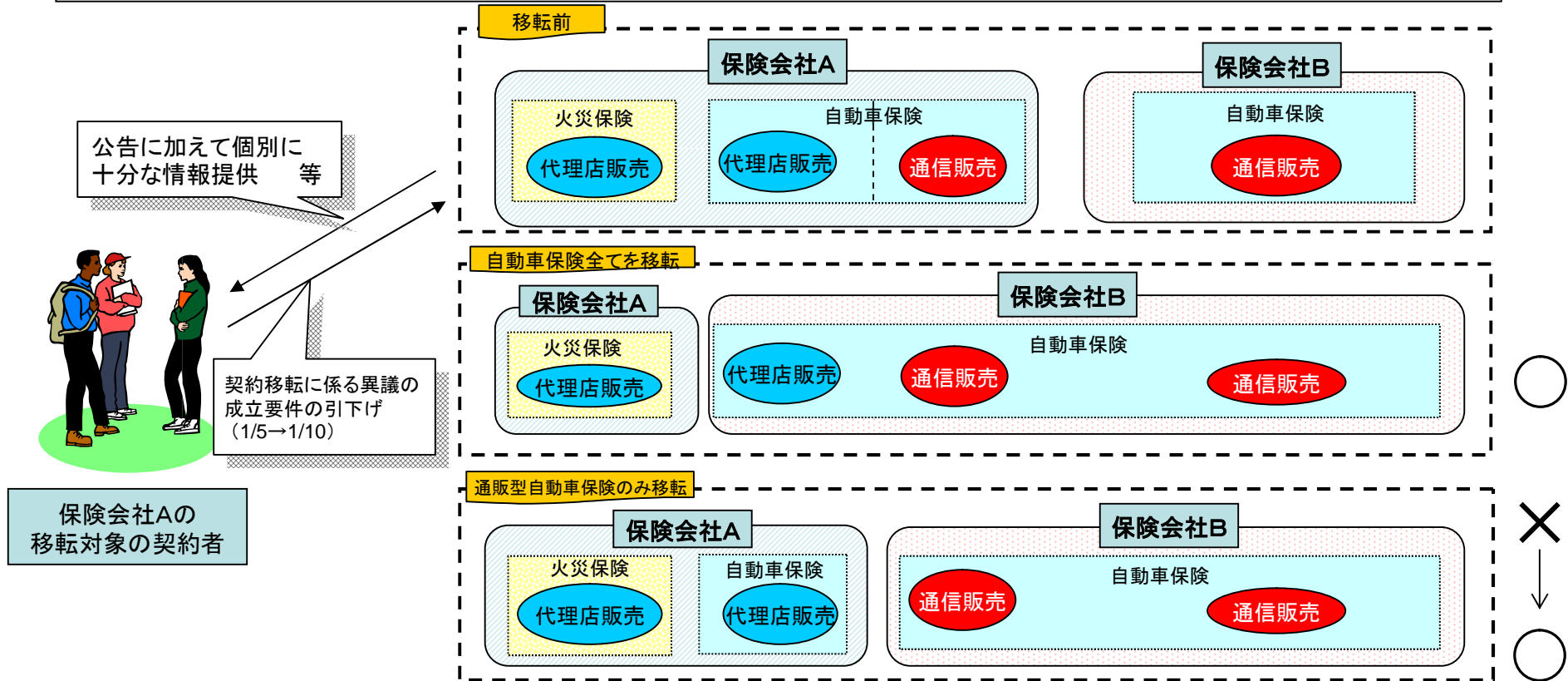
## 現行制度

保険会社が他の保険会社に保険契約の移転を行う場合には、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」は包括して移転しなければならないとの規制（移転単位規制）がある。（行政庁の認可制）

→保険契約の移転を限定的にしか行うことができず、保険会社における顧客属性や販売チャネルに応じた再編を行うことに支障が生じるとの指摘。

## 見直しの方向性

保険契約の移転に係る認可制は維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から所要の措置（情報提供の充実、異議成立要件の見直し等）を講じた上で、移転単位規制を撤廃する。



## 保険契約の移転に係る販売停止規定の撤廃

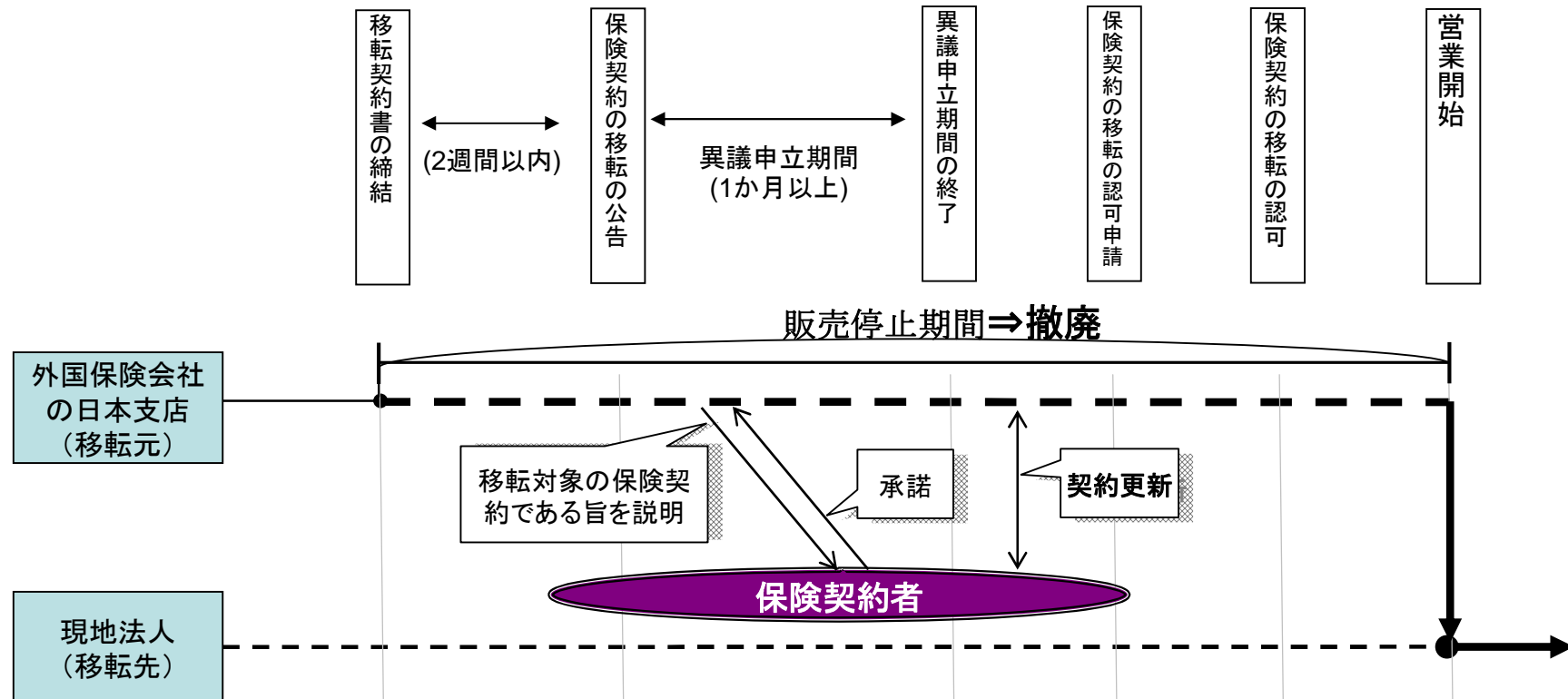
### 現行制度

保険会社間で保険契約を移転しようとする際に、移転をしようとする保険契約と同種の保険契約を、移転元の保険会社が締結することは禁止されている（販売停止規定）。

- 外国保険会社の日本支店を現地法人化する場合のように、事業の継続を前提として保険契約の移転を行う場合には、必要な保険契約の更新等ができない可能性があり、保険契約者の利便を損なっているとの指摘。

### 見直しの方向性

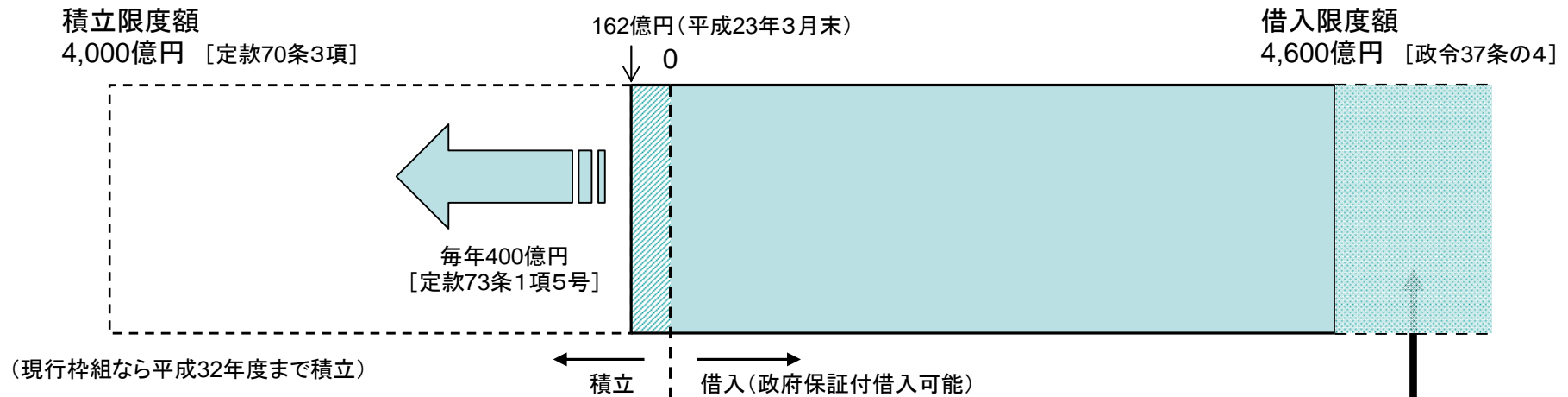
移転手続き中における移転対象となる保険契約の募集を行う際、保険契約が移転先会社に移転されることにつき契約者の承諾を得ることを保険会社に義務付けた上で、販売停止規定を撤廃する。



## 生命保険契約者保護機構に対する政府補助規定の延長

- 生命保険会社が破綻した場合の生命保険契約者保護機構による資金援助の財源として、民間負担のみでは賅えない場合は、一定の要件の下で政府補助ができることとなっている。(平成24年3月末までの破綻が対象)
- 東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、生命保険契約者保護機構がセーフティネットとしての機能を万全に果たすことは引き続き重要。

⇒ 政府補助規定を5年間延長。



生命保険会社が破綻した場合の生命保険契約者保護機構による資金援助の財源としては、

1. 機構の会員である生命保険会社が事前に積み立てた資金  
(限度額:4,000億円、平成23年3月末積立残高:162億円)
2. 機構による政府保証付借入(限度額:4,600億円)が充てられ、
3. 民間負担のみでは賅えない場合、一定の要件の下で政府補助(平成24年3月末までの破綻が対象)ができる。

**[政府補助可能]**  
**平成24年3月までの措置を**  
**平成29年3月まで延長**

# 少額短期保険業者に係る規制の見直し

## 経過措置適用業者が引受可能な保険の上限金額

### 現行規制

平成17年当時共済事業を行っていた少額短期保険業者が引受可能な保険の上限金額については、平成25年3月までの経過措置として、本則の5倍(医療保険は3倍)とする特例が認められている。

保険種類	本則	特例
死亡	300万円	1,500万円
傷害死亡	600万円	3,000万円
医療	80万円	240万円
損害保険	1,000万円	5,000万円



### 見直し案(法律・政令改正)

既契約者に関しては、従来通り本則の5倍(医療保険は3倍)、新規契約者に関しては本則の3倍(医療保険は2倍)として、経過措置を5年(30年3月まで)延長する。

保険種類	本則	特例 (既契約者)	特例 (新規契約者)
死亡	300万円	1,500万円	900万円
傷害死亡	600万円	3,000万円	1,800万円
医療	80万円	240万円	160万円
損害保険	1,000万円	5,000万円	3,000万円